

## 平成29年度中心市街地活性化関連予算について

平成29年5月  
厚生労働省

(単位：百万円)  
括弧内は平成28年度予算額

### 都市福利施設を整備する事項

- 医療提供体制施設整備交付金  
29年度予算額 2,545 (2,545)

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。

- 社会福祉施設等施設整備費補助金  
29年度予算額 7,100 (6,956)

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。

- 保育所等整備交付金  
29年度予算額 56,403 (53,421)

保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。

- 保育対策総合支援事業費補助金  
29年度予算額 39,483の内数 (38,962)

「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。

#### 街なか居住の推進に関する事項

○ 地域支援事業交付金

29年度予算額 156,930(103,038)

地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。

# 医療提供体制施設整備交付金の概要

## I 予算額

平成28年度予算額  
2,545百万円

平成29年度予算額  
2,545百万円

## II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

## IV 交付対象

・補助対象施設: 公的団体(☆印)、民間事業者(★印)

注1) 公立は補助対象外。

注2) 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

### 交付金対象事業区分(29事業)

休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院 ☆	医療施設耐震整備 ★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院 ☆★	アスベスト除去等整備 ☆★
	地域災害拠点病院 ☆★	特定地域病院 ☆
救急ヘリポート ☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★
(地域)救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設(開放型病棟等) ★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室 ★
小児初期救急センター施設 ☆★	肝移植施設 ☆★	地球温暖化対策 ☆★
小児集中治療室 ☆★	治験施設 ★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設 ☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★	ヘリポート周辺施設整備 ☆★
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設 ☆★	内視鏡施設訓練 ★

## V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

### 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



### 障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



### 耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



# 保育園等整備交付金

(平成28年度予算)

(平成29年度予算)

534.2億円

→

564.0億円

## 【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

## 【対象事業】

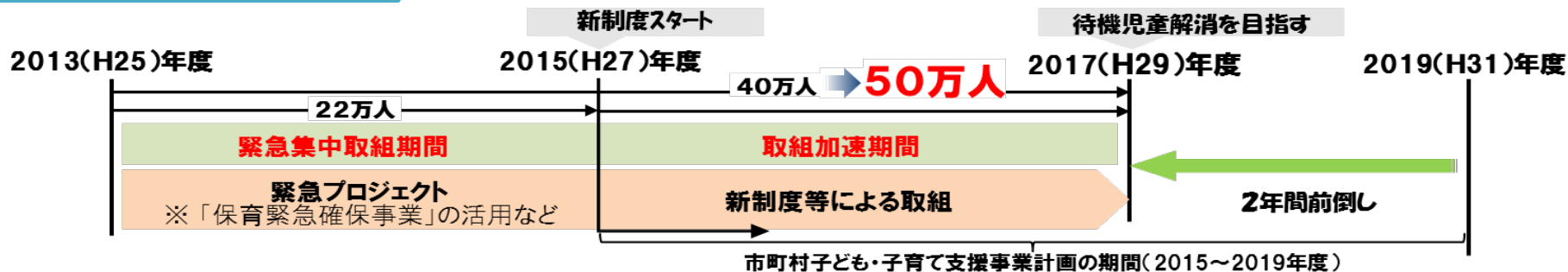
・ 保育園緊急整備事業	449.5億円	→	494.8億円
・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)	41.1億円	→	30.9億円
・ 小規模保育整備事業	43.6億円	→	30.5億円
・ 保育園防音壁設置事業			7.8億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(公立施設を除く)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

## 待機児童解消加速化プラン



# 保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:390億円 → 平成29年度予算:395億円

## 【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

### I 保育士確保対策 177億円（194億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫保育人材就職支援事業【新規】

### II 小規模保育等の改修等 122億円（174億円）

- ①保育園等改修費等支援事業
- ②保育園設置促進事業
- ③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

### III その他事業 96億円（22億円）

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善等事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】



# 地域支援事業の概要

29年度予算 公費3,139億円、うち国費1,569億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,586億円(793億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業(新)
  - ア 訪問型サービス
  - イ 通所型サービス
  - ウ その他の生活支援サービス(配食、見守り等)
  - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業(現行の介護予防事業を再編)
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業(新)

※新しい総合事業を実施するまでの間は、現行の介護予防事業等を実施

### (2) 包括的支援事業・任意事業

- ① 包括的支援事業 1,552億円(776億円)
  - ア 地域包括支援センターの運営
    - i) 介護予防ケアマネジメント業務
    - ii) 総合相談支援業務
    - iii) 権利擁護業務(虐待の防止、虐待の早期発見等)
    - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務  
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等
  - イ 社会保障の充実
    - i) 認知症施策の推進
    - ii) 在宅医療・介護連携の推進
    - iii) 地域ケア会議の実施
    - iv) 生活支援コーディネーターの配置
- ② 任意事業
  - ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等

## ○地域支援事業の事業費

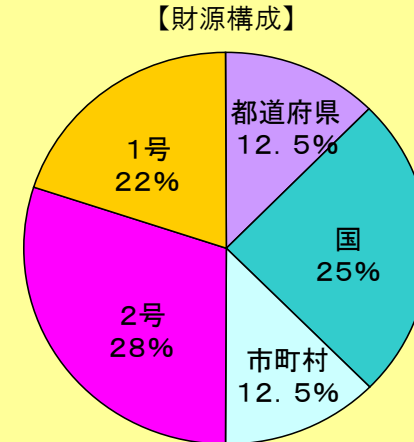
市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
  - 総合事業への移行期間中については、最大10%の伸びまで可能。  
※この他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている
- ② 包括的支援事業・任意事業
  - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」
  - 小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
    - ・25,000千円×当該市町村の高齢者人口を4,500で除した値(センター運営費)
    - ・930円×当該市町村の高齢者人口(任意事業)

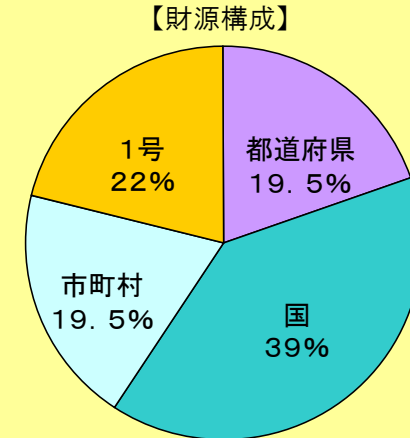
## ○地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。(国：都道府県：市町村=2：1：1)